

令和3年9月29日

生徒・保護者の皆様へ

県立西宮高等学校
校長 萩原 健吉

緊急事態宣言解除に伴う10月1日以降の教育活動について

秋冷の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本校教育活動について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、兵庫県に発令中の緊急事態宣言が9月30日で解除となります。これに伴い10月1日以降の教育活動については、下記の通りとなります。宣言が解除されましても、本校では引き続き感染防止対策に努めるとともに、ご家庭におかれましても感染防止対策にご理解ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 教育活動について

- ・「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。
- ・県外での活動（修学旅行を含む）は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。

2 部活動について

- ・十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。
- ・活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（いきいき運動部活動（4訂版）等）。
- ・部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認する。
- ・学校関係者（教職員、部活動指導員、外部コーチ等）以外の者（保護者、OB等）の参加は、本県の緊急事態宣言解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）（2週間）までは見合わせる。
- ・県外での活動（全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。以下同じ）及び合宿（県内を含む）は、本県の緊急事態宣言解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）（2週間）までは見合わせる。

3 感染防止対策について

- ・生徒の健康観察を徹底し、本人はもとより同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合も登校させない（出席停止の措置）。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・食事中は感染リスクが高まることから、マスクをはずしての会話は行わない。
- ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。
- ・学習塾やスポーツ活動等の習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守するとともに、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査受診者がいる場合は参加しない。また、行き帰りには、マスクの着用を徹底する。